

CDM植林技術指針調査事業

1 趣旨

世界的規模の地球温暖化防止への取り組みの流れの中で、多くの開発途上国においては、CDM植林を自国の持続可能な森林造成に結びつけて実施したいという意向を有しており、途上国は、森林造成指針としてのCDM植林技術指針を求めている。

一方、CDM事業の流れは、①事業参加者が運営組織（OE）に事業を申請、②OEによる事業の評価・CDM理事会への登録、③事業参加者による事業の実施及びモニタリング、④OEによる排出削減量又は吸収量の検証及び認証、⑤CDM理事会によるクレジットの発行という過程を経ることとなる。

このため、本事業では、CDM植林事業への途上国及び我が国の事業者の参入を容易にするため、事業参加者がOEに事業申請を行う際に、事業審査を通りやすくするようなCDM植林技術指針を作成するものであり、CDM植林の推進を通じて、途上国の持続可能な森林経営への取り組みを支援するものである。

2 事業内容

(1) OEによる事業適格性審査に含まれると目されている

- ・ 生物多様性保全を含む環境影響評価
- ・ 社会経済的影響評価
- ・ 利害関係者への意見聴取と処理方法
- ・ リークエッジ（副次的悪影響）の把握と対処方法
- ・ ベースラインの設定と炭素計測モニタリング手法

の審査をクリアするためのCDM植林事業参加者向け技術指針を作成

(2) 途上国及び我が国のCDM植林事業参加者に対する、CDM植林造成技術指針の提供

3 事業実施主体

(財)国際緑化推進センター

4 補助率

定額

5 事業実施期間

平成15年度～19年度（5年間）

[担当：林野庁計画課海外林業協力室]